

都市計画法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の認可の告示（平成19年2月2日京都府告示第51号）がありましたので、同法第66条の規定により、事業の施行について、次のとおり公告します。

平成19年2月23日

京都市長 榎本 頼兼

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

1・4・9号 久世橋線

1・4・7号 油小路線

2 施行者の名称

京都市

阪神高速道路株式会社

3 事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局街路部広域幹線道路課

大阪府中央区久太郎町4丁目1番3号

阪神高速道路株式会社

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

京都市南区上鳥羽南苗代町及び上鳥羽南鉾立町並びに伏見区竹田向代町及び竹田向代町川町地内

(2) 使用の部分

なし

（建設局街路部広域幹線道路課）